

保健のしおり

お子さまの健康管理についてのお願い

かつらぎ保育園

保育園で元気に過ごすために

保育園は一人一人のお子さまと集団全体の両方について、健康を確保する必要があります。体調が悪い状態で登園してしまうと、状態が悪化したり、体調不良が長引いてしまったり、他のお子さまに移してしまう恐れもあります。

解熱後 24 時間は自宅で療養してください。

予防接種をした当日は、副反応を考慮しお休みして頂くか、降園後の接種をお願いします。お子さまが無理なく元気に園に慣れていけるよう、ご協力をお願い致します。

また、いつもと違った様子や、体調面について何か気になることがあるときは、登園時に職員にお伝えください。

登園の目安について

	登園を控えていただきたい場合	保育が可能な場合
発熱	○朝から 37.5℃以上の発熱があり、元気がなく機嫌が悪い、食欲が無く朝食や水分が取れていない場合 ○24 時間以内に 38 度以上の熱が出た場合 または解熱剤を使用している場合	○前日に 38.0℃以上の熱が出ていない ○食事や水分がいつも通り摂取できている ○解熱後 24 時間を経過している ○クラスの活動に参加できる体調である
下痢	○24 時間以内に 2 回以上の水様便がある ○食事や水分をとるとすぐに下痢がある ○颜色が悪い、元気がない	○感染の恐れがないと診断され、なおかつ 24 時間以内に 2 回以上の水様便がないとき
嘔吐	○24 時間以内に 2 回以上の嘔吐がある ○食欲もなく、水分も欲しがらない ○いつもより体温が高めである	○感染の恐れがないと診断され、なおかつ 24 時間以内に 2 回以上の嘔吐がないとき ○食事や水分を摂取しても嘔吐がない ○食欲がある
咳	○夜間しばしば咳のために起きる ○すこし動いただけでも咳がでる ○呼吸の際にゼイゼイ・ヒューヒューといった音がきこえる、呼吸が苦しそう	○夜間眠れている ○食事や水分がとれている

発疹	○発熱とともに発疹があるとき ○今までになかった発疹が出て、感染症が疑われるとき(必ず受診してください) ○とびひ(患部が覆えないとき)	○受診の結果、感染の恐れがないと診断されたとき
----	--	-------------------------

意見書及び登園届について

保育園は乳幼児が長時間にわたり集団で生活する場であり、周囲への感染拡大を防止する観点から、学校保健安全法の基準に準じて意見書・登園届の提出をお願いしております。

感染症でお休み場合、以下の書類の提出をお願いいたします。
 書類に指定感染症名が記載されていますのでご参照ください。

- ・医師の診断を受けて保護者の方が記入していただく『登園届』
- ・症状改善時に医師に記入していただく『意見書』

書類は園のホームページからダウンロードできます

保育中の体調不良時の連絡の目安

発熱	○38.0℃以上の発熱があり、元気がない・機嫌が悪い・咳で眠れない・食欲が無い・水分が取れない・排尿回数が減っている(熱性けいれんの既往児は医師の指示に従います) ○38℃以上の発熱の有無に関わらず、顔色が悪く苦しそう・呼吸が早い・不機嫌でぐったりしている
下痢	○食事や水分を与えると下痢をする ○水様便が2回以上ある (感染者状況によっては1回の下痢でご連絡する場合があります)
咳	○咳があり、呼吸の際にゼイゼイ・ヒューヒューと音がしている ○咳があり、休息(睡眠)がとれない ○すこし動いただけでも咳がでる、激しい咳がでる ○咳で嘔吐する
発疹	○原因不明の発疹があり、時間とともに発疹が増えてきた
嘔吐	○咳を伴わない嘔吐が2回あった ○感染性胃腸炎の流行時やお子さまの様子次第で、1回の嘔吐でご連絡する場合があります
怪我	○病院受診が必要な怪我をした場合はご連絡させていただきます

○頭部を打撲した場合はできるだけ受診し、24時間自宅で安静にしてください。
頭部打撲は直後に変化がなくても、後から症状がでることがあります。体調に異変がある時は夜間でも病院に受診してください。

投薬について

保育園での与薬は原則的に行いません。医療機関を受診する際は保育園に通っていることを医師へ伝え、できるだけご自宅で与薬できるようご相談下さい。
(服用を、朝・晩、または朝・夕・寝る前にするなど)

○医師の判断により保育時間中の与薬が必要な場合は

- ① **投薬指示書** (医師が記入)
 - ② **お薬依頼書** (保護者が記入)
 - ③ **薬剤情報提供書** (薬局でお薬と一緒にもらえる)
- 提出をお願いします。

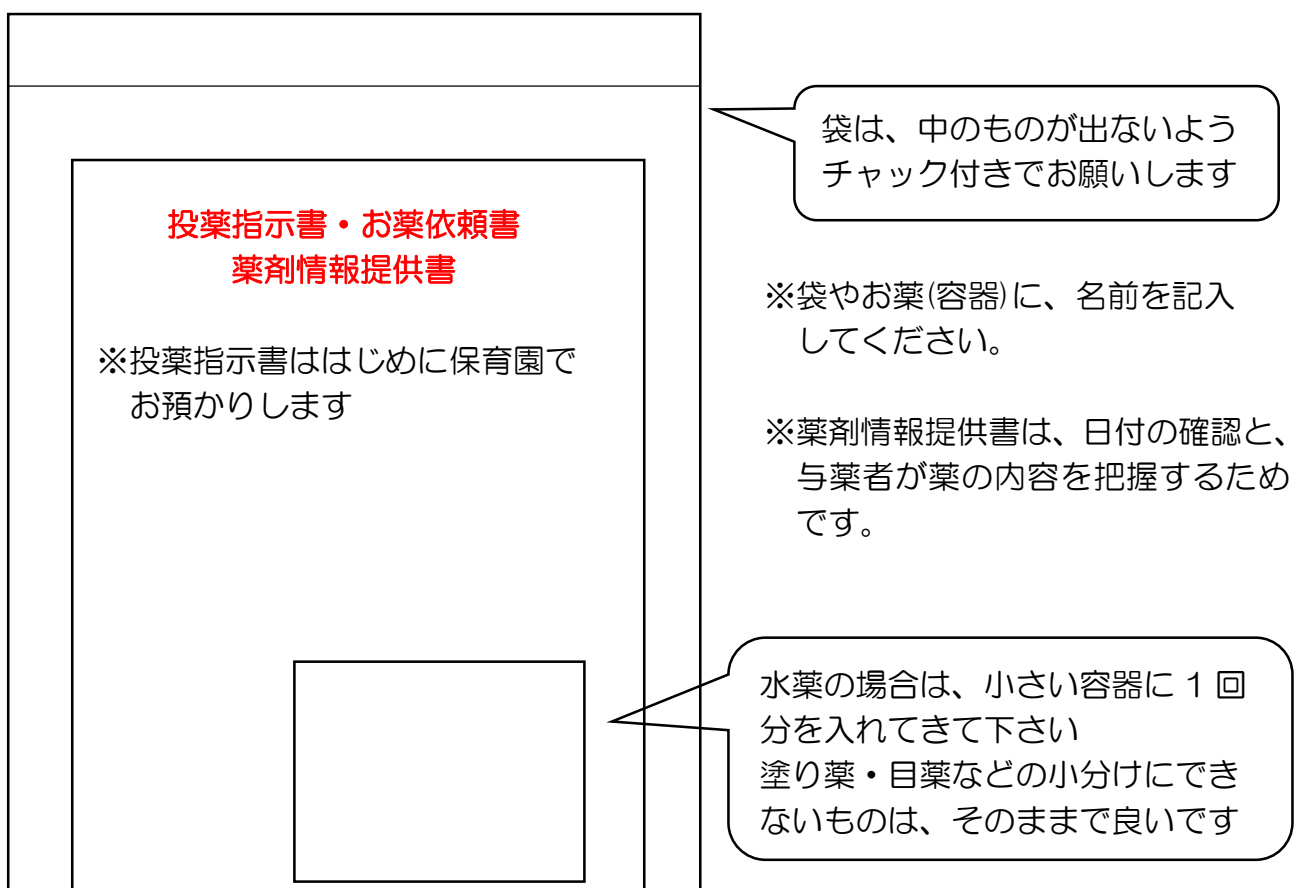
投薬指示書・お薬依頼書は園のホームページからダウンロードできます

※市販の内服薬・塗り薬はお預かりできません。

※書類の不備(記入漏れ・捺印忘れなど)がある場合は与薬できません。

※初めのお薬は、一度ご家庭で服用し、副作用等の出現がないことを確認してからの持参をお願いします。

- ①・②・③の書類と、1回分のお薬を袋(ジップロックなど)に入れて持参して下さい。点眼薬・軟膏は分けずにそのまま持参して下さい。



1 回分のお薬

《熱性けいれんなどの既往があり、座薬などの預かりが必要な場合》

①投薬指示書(医師が記入)

②薬剤情報提供書

提出をお願いします。

① ②の書類と、座薬2つを袋に入れて持参して下さい。

※熱性けいれんなどの既往歴がある場合は、状況などをお聞きしますので、看護師または担任へ一度お声かけ下さい。

※座薬の使用前に、保護者の方に状況の報告および使用するか否かの確認の連絡をさせていただきます。

※2月～3月頃に、次年度も引き続き座薬の預かりが必要か否かのお手紙を配布します。主治医に相談の上、ご返答いただきますようお願いいたします。

※次年度も座薬のお預かりが必要となった場合は、

①投薬指示書

②新しい座薬(2回分)

③薬剤情報提供書

提出していただき、前年度にお預かりした座薬を返却します。

《食物アレルギーで抗アレルギー薬を服用する場合》

生活管理指導表がアレルギーに関する診断書となります。

生活管理指導表に、抗アレルギー薬の内服が必要であると記載されている場合、

①投薬指示書(医師が記入)

②薬剤情報提供書

とともに、内服薬(2回分)を袋に入れて持参して下さい。

※内服薬は粉薬にしてもらうよう医師へ伝えてください。

(水薬は使用期限が短いため)

※保育園にてアレルギー症状が出現した場合、保護者の方に状況の報告および使用するか否かの確認の連絡を内服前にさせていただきます。

※年末に、次年度も引き続き内服の預かりが必要か否かのお手紙を配布します。主治医に相談の上、ご返答いただきますようお願いいたします。

※次年度も内服薬のお預かりが必要となった場合は、

- ① 投薬指示書
- ② 新しい内服薬（2回分）
- ③ 薬剤情報提供書

提出していただき、前年度にお預かりした内服薬を返却します。

《アトピー性皮膚炎・皮脂欠乏症で長期的に軟膏塗布が必要な場合》

- ① **投薬指示書** (医師が記入)
- ② **お薬依頼書** (保護者が記入)
- ③ **薬剤情報提供書**

提出が必要です。

①・②・③の書類と、お薬を袋に入れて持参してください。

長期的にお薬を使用しなければならない場合、症状などをお聞きしますので、看護師または担任へ一度お声かけ下さい。

※半年～1年間を通して指示がある場合、お薬依頼書への日付の期間は1か月（月跨ぎにならないよう）を目安にお願い致します。

※次年度も軟膏薬のお預かりが必要か、新年度までに主治医とご相談ください。

継続が必要な場合は

- ① 投薬指示書
 - ② 軟膏
 - ③ 薬剤情報提供書
- が必要です。

水いぼ報告書について

夏にプール遊びを実施します。

水いぼがあるお子様は医師の診察を受けて、「水いぼ報告書」を提出してください。

水いぼはできる限り絆創膏やラッシュガードで覆っての参加をお願いします。

日焼け止めクリームと虫よけスプレー・虫よけパッチについて

日焼け止めや虫よけスプレーは、ご家庭での対応をお願いします。

虫よけパッチは誤飲の恐れがあるためなるべく使用をお控えください。虫よけパッチをご使用の際は、必ずパッチに名前を書いてお子さんに貼り、朝に口頭で職員までお伝えください。連絡帳にも記載をお願いします。

嘔吐物・排便がついてしまった衣類について

感染症が疑われる場合、嘔吐物や排泄物がついた衣類は感染拡大防止のため、そのまま袋に入れてお返しいたします。おうちで洗濯等対応をお願いします。